



平成22年度▶25年度

佐野市総合計画

中期基本計画

概要版



市長あいさつ



本市は、平成19年3月に、新市のまちづくりの基本方針といたしまして、平成29年度を目標とする『佐野市総合計画』を策定いたしました。

『佐野市総合計画』は、本市の将来像及び基本目標を定めた「基本構想」と、将来像を実現するための「前期」「中期」「後期」の3つの「基本計画」で構成されております。

このたび「前期基本計画」（平成19年度～平成21年度）が終了することから、「中期基本計画」（平成22年度～平成25年度）を策定いたしました。

「中期基本計画」は、「前期基本計画」の3年間の成果実績を十分検証し、市民の皆様意向を反映させるとともに、市長公約（マニフェスト）の重点項目の内容を計画に盛り込み策定いたしました。

「中期基本計画」の内容は、13の政策と36の施策からなっており、各施策の現状と課題を明らかにし、課題の解決に向けた基本事業の取組を示しております。

また、「中期基本計画」を進める上で、新たに「観光立市」によるまちづくりの推進を大きなテーマに掲げ、市政の進展につなげていきたいと考えております。

地方自治体を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますが、本市の将来像の実現に向けて、市民生活の視点に立ち、効果的な行財政執行を図ってまいります。市民の皆様とともに、創意と工夫による自主的・主体的な行政運営を行い、「夢と希望と潤いのあるふるさと佐野市」を目指して全力で取り組んでまいりますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年3月

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市総合計画の概要

1. 佐野市総合計画の構成・計画期間

佐野市総合計画は、合併後の本市のまちづくりの基本方針を明らかにし、その基本方針に基づくまちづくりを行うために、平成19年3月に策定しました。

この計画は、平成19年度を計画初年度とし、平成29年度を最終目標年度とする11年間の本市のまちづくりを推進する計画で、「基本構想」、「基本計画」（市長の任期に合わせて、前期、中期、後期の3期で設定）及び「実施計画」で構成されています。その計画期間は次のとおりです。

総合計画の構成・計画期間

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基 本 構 想										
前期基本計画			中期基本計画			後期基本計画				
実施計画			実施計画		実施計画		実施計画		実施計画	

2. まちづくりの基本方針

計画期間における本市のまちづくりの基本方針は、総合計画基本構想で、本市の将来像と、それを実現するための5つの基本目標を定めています。

○将来像 「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

- ・「育み支え合うひとびと」は、市民と行政の協働によるまちづくり、人と人が支え合う地域づくりを通して、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めることを示しています。
- ・「水と緑と万葉の地」は、本市が自然環境に恵まれた地域であることや、薫り高い歴史と文化を育んできた地域であることを踏まえ、これらの資源を活かしたうまいとゆとりのあるまちづくりを進めることを示しています。
- ・「交流拠点都市」は、東北自動車道や北関東自動車道の高速交通体系を最大限に活用して、産業振興や基盤整備を進めるとともに、人と人との交流を図ることで、魅力と活力あるまちづくりを進めることを示しています。

○基本目標

- ①地域の特色を活かした快適なまちづくり
- ②やさしくふれあいのある健康福祉づくり
- ③魅力と活力ある産業づくり
- ④豊かな心を育む教育・文化づくり
- ⑤市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

3. 土地利用の基本方針

総合計画では、まちづくりの基本方針と併せて、本市のまちづくりを推進するにあたり、市の発展や市民生活に密接に結びつく土地利用の基本方針を定めています。

○土地利用の基本方針

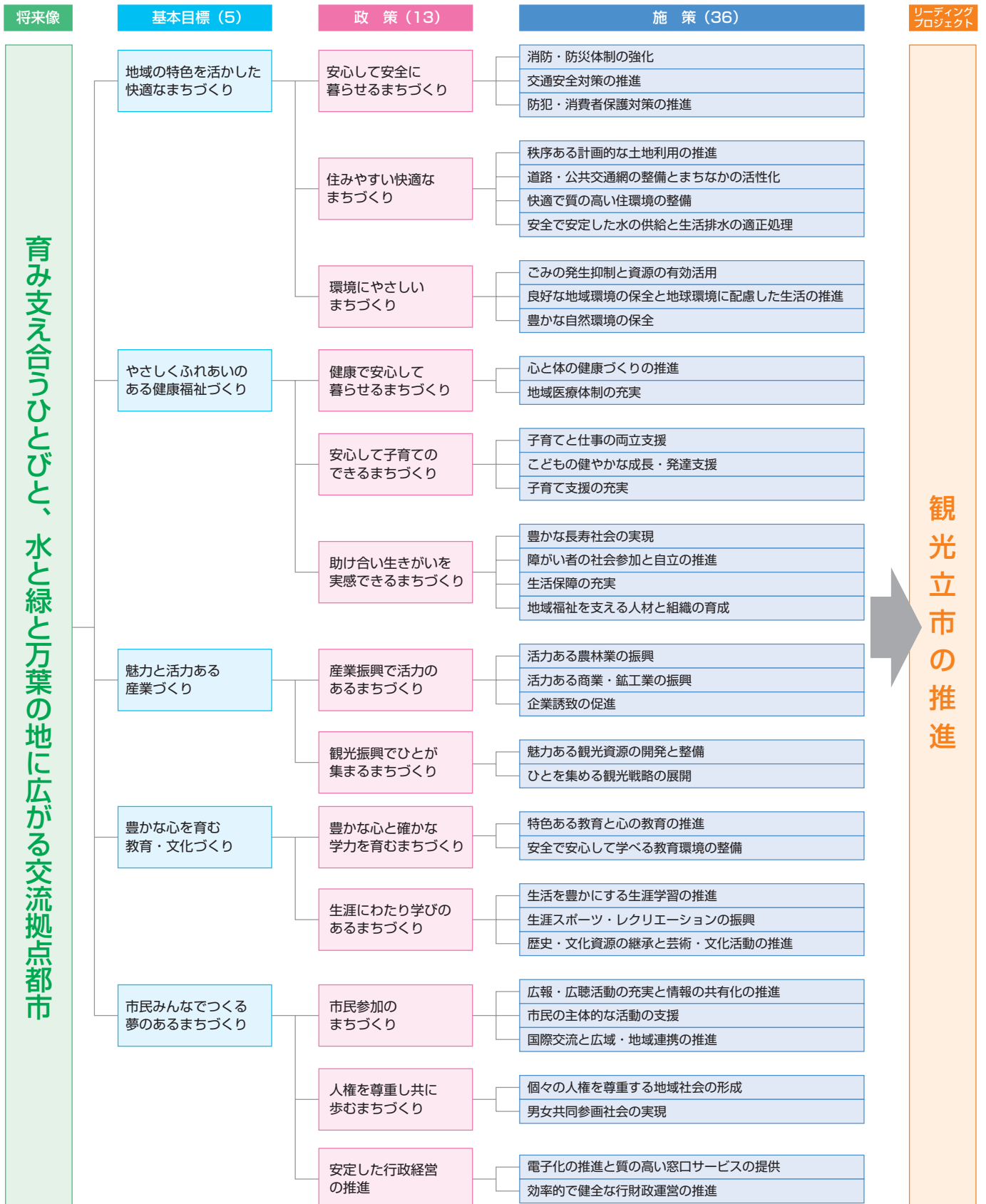
- ①山・森林・河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。
- ②貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
- ③うまいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④まちの顔となる都市核の整備を図ります。
- ⑤定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
- ⑥農林業、鉱工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ⑦全市的・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑧地域間の均衡のとれた土地利用を推進します。

中期基本計画の概要

1. 計画策定目的

中期基本計画は、基本構想で示した本市のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して体系化した政策体系を構築し、政策体系の36施策ごとに、平成22年度から平成25年度の4年間でいう施策の方針や目標を明らかにして、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

中期基本計画政策体系



2. 施策内容

I 地域の特徴を活かした快適なまちづくり

1. 安心して安全に暮らせるまちづくり

(1) 消防・防災体制の強化

①防災意識の高揚と地域防災力の向上②防災・危機管理体制の整備③治山・治水対策の推進④防災情報伝達体制の充実⑤消防力の強化と災害時救急医療体制の整備

(2) 交通安全対策の推進

①交通安全意識の啓発と情報の提供②道路・交通安全施設の整備

(3) 防犯・消費者保護対策の推進

①防犯意識啓発の推進②防犯体制の充実③防犯環境基盤の整備④正しい消費知識の啓発、情報提供の充実⑤相談体制の充実⑥消費者団体の育成と活動支援



水防訓練

2. 住みやすい快適なまちづくり

(1) 秩序ある計画的な土地利用の推進

①土地利用の基本方針に即した土地利用の推進

(2) 道路・公共交通網の整備とまちなかの活性化

①幹線道路ネットワークの整備②公共交通の利便性向上③まちなか活性化の推進

(3) 快適で質の高い住環境の整備

①快適で安全な住宅づくりの推進②市営住宅の適正な管理・運営③生活道路の整備④雨水排水路の整備⑤公園、緑地、水辺空間の整備⑥良好な景観の保全と形成

(4) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

①安全な水の供給②水道水の安定供給③安定した水道事業の運営④生活排水施設の整備、普及の促進⑤生活排水の水洗化向上⑥生活排水施設の適正管理



下水道まつり

3. 環境にやさしいまちづくり

(1) ごみの発生抑制と資源の有効活用

①ごみ減量化のための意識啓発の推進②3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進③不法投棄の防止対策の強化④搬入搬出ごみの適正処理の推進

(2) 良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進

①水・大気・土壌環境の保全②良好な生活環境の保全③地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進

(3) 豊かな自然環境の保全

①自然環境の保全と再生②自然保護活動の充実と環境学習の推進

II やさしくふれあいのある健康福祉づくり

1. 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 心と体の健康づくりの推進

①健康づくりの推進と情報の発信②検診体制の充実③食生活習慣改善の啓発

(2) 地域医療体制の充実

①医療機会の充実②救急医療体制の充実



保育園でのおはなし会

2. 安心して子育てのできるまちづくり

(1) 子育てと仕事の両立支援

①多様で弾力的な保育サービスの充実②放課後児童対策の充実

(2) こどもの健やかな成長・発達支援

①母子保健医療対策の推進②就学前教育に対する支援③援護を必要とする子育て家庭への支援

(3) 子育て支援の充実

①子育ての負担感の軽減②こどもの居場所づくりの推進

3. 助け合い生きがいを実感できるまちづくり

(1) 豊かな長寿社会の実現

①社会参加の促進②高齢者の自立支援サービスの拡充③介護保険サービスの充実と介護予防の推進④後期高齢者医療制度の円滑な運営⑤地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進

(2) 障がい者の社会参加と自立の推進

①社会参加のための支援体制の充実②就労支援③相談体制の充実

(3) 生活保障の充実

①国民健康保険制度の適正運営の推進②就労支援体制の確立③生活保護の認定と相談体制の充実④国民年金制度の周知・啓発

(4) 地域福祉を支える人材と組織の育成

①地域福祉を推進する人材の育成②地域福祉を推進する団体への活動支援



佐野市社会福祉大会

Ⅲ 魅力と活力ある産業づくり

1. 産業振興で活力のあるまちづくり

(1) 活力ある農林業の振興

①担い手農家の育成と支援②農地の有効利用③生産性向上に向けた農業基盤の整備④食の安心・安全と食育の推進⑤中山間地域の活性化⑥林業の活性化

(2) 活力ある商業・鉱工業の振興

①事業者に対する助成と支援の充実②勤労者福祉制度の充実③雇用機会の提供と就労支援④「メイドインさの」のブランド化の推進

(3) 企業誘致の促進

①産業団地開発事業の推進②企業誘致の推進と支援

2. 観光振興でひとが集まるまちづくり

(1) 魅力ある観光資源の開発と整備

①新しい観光資源の発掘・整備②魅力ある観光資源の整備③受け入れ体制の整備

(2) ひとを集める観光戦略の展開

①佐野市の特性を活かした観光PRの推進②宿泊、滞在、体験型観光の推進③観光事業者（企画商品関連事業者）との連携強化

Ⅳ 豊かな心を育む教育・文化づくり

1. 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり

(1) 特色ある教育と心の教育の推進

①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進②教職員の資質の向上③家庭での教育力の向上④地域での教育力の向上

(2) 安全で安心して学べる教育環境の整備

①安全な学校施設等の整備②快適な学校施設の整備③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実④奨学金制度の拡充

2. 生涯にわたり学びのあるまちづくり

(1) 生活を豊かにする生涯学習の推進

①学習の場の提供②学習内容の充実③学習成果を活かすことができる仕組みづくり④少年の健全育成

(2) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

①市民1スポーツの推進②指導者の育成と支援③スポーツ施設の整備と運営

(3) 歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進

①地域の歴史・文化の理解の促進②文化財の適切な保存③伝統文化の継承④文化・芸術に触れる機会の充実⑤文化・芸術活動の促進



学校安全支援ボランティアの活動

V 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

1. 市民参加のまちづくり

(1) 広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進

①広聴活動の充実②広報活動の充実③情報公開の推進

(2) 市民の主体的な活動の支援

①協働の理解促進②市民活動の環境整備と支援③市民活動参加・参画の仕組みづくり④協働推進体制の整備

(3) 国際交流と広域・地域連携の推進

①相互理解の環境づくりの推進②国際的な感覚を持った人材の育成③交流拠点都市づくりの推進④大学との地域連携事業の推進



NPO・ボランティア学びの時間

2. 人権を尊重し共に歩むまちづくり

(1) 個々の人権を尊重する地域社会の形成

①人権啓発の推進②人権学習の推進と人権教育活動の場の提供③人権問題解決のための活動の支援④人権問題解決のための相談体制の確立とPR

(2) 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画の意識づくりの推進②社会の様々な分野で活動できる女性の育成③男女共同参画活動の支援と推進体制の整備④男女間の暴力等の被害者救済体制の整備

3. 安定した行政経営の推進

(1) 電子化の推進と質の高い窓口サービスの提供

①行政手続の電子化の推進②ICT（情報通信技術）活用の促進③窓口サービス業務の充実

(2) 効率的で健全な行財政運営の推進

①総合計画に基づく組織編成と人事管理②効率的・効果的な事務事業と民間委託の推進③健全な財政運営の推進④能力向上のための研修の充実と自己啓発の推進

3. リーディングプロジェクト

本市では、平成21年度から観光による佐野市の振興・まちづくりを推進するため、「観光立市の推進」を今後の重要課題として取組を開始しました。

そのため、「観光立市の推進」を中期基本計画のリーディングプロジェクト（本市のまちづくりを推進するにあたり、特に重要でかつ先導的な役割を持つ施策横断的な計画）として位置付けます。

リーディングプロジェクト「観光立市の推進」

目的

「住んでよし、訪れてよし」
の佐野市を築きます。



市民「住んでよかった。」
来訪者「訪れてよかった。」
と実感していただけるまち
をつくりまします。

目標

- ・佐野市全体を観光資源ととらえ、地域の観光資源を有効に活用して、満足度の高い地域づくりを行います。
- ・市民が地元に誇りと愛着を持つとともに、「おもてなしの心」の醸成を図ります。
- ・観光入り込み客数1千万人を目指します。

今後の展開

- ・「観光立市推進のための基本計画」を策定し、この計画に基づく事業展開を図ります。
- ・計画を推進するため、民間と行政で構成する「観光立市推進協議会」を設置します。
- ・中期基本計画に定めた36施策の取組全体で観光立市を推進します。



佐野市役所

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
TEL.0283-24-5111(代) / FAX.0283-22-9104
<http://www.city.sano.lg.jp>